

各保健所長 殿

東京都福祉保健局健康安全部長  
(公印省略)

エボラ出血熱に関する対応について (依頼)

平素より都の保健医療施策に御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

エボラ出血熱に関する対応については、平成28年1月13日付27福保健感第906号「エボラ出血熱に関する対応について (依頼)」により、依頼したところ です。

この度、令和元年7月18日付健感発0718第1号(厚生労働省健康局結核感染症課長通知)により、世界保健機関(WHO)による「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」の宣言を受けた対応について通知がありました。

これに伴い、都の対応を下記のとおり改正いたしますので、貴保健所において、疑似症発生届の受理を含む、疑い患者の報告等の連絡を受理した場合においては、本通知に基づき御対応いただきますようお願いいたします。

なお、公益社団法人東京都医師会及び都内各病院に対しましては、本件について別途通知しておりますので申し添えます。

なお、平成28年1月13日付27福保健感第906号「エボラ出血熱に関する対応について (依頼)」は、廃止します。

記

1 疑似症発生届出要件

以下のアの①又は②に当てはまり、かつ、イの①又は②に当てはまる者

ア (症状)

- ① 38度以上の発熱を呈すること
- ② 嘔吐、下痢、食思不振、全身倦怠感等のエボラ出血熱を疑う臨床症状

イ (接触歴)

- ① 21日以内にエボラ出血熱患者(疑い患者を含む。)の体液等(血液、体液、吐瀉物、排泄物など)との接触歴(感染予防策の有無を問わない。)がある。
- ② 21日以内にエボラ出血熱発生地域(\*)由来のコウモリ、霊長類等に直接手で接触するなどの接触歴がある。

(\*) エボラ出血熱発生地域・・・ギニア、シエラレオネ、リベリア、ウガンダ、スーダン、ガボン、コートジボワール、コンゴ民主共和国、コンゴ共和国

※ 検疫所の健康監視対象者(注)は、発熱等の症状を呈した場合には、検疫所に連絡することになっているため、原則として直接受診することはありませんが、万一、上記アの①または②の症状を呈して医療機関を受診している患者が検疫所の健康監視対象者(注)で

ある場合は、上記要件にかかわらず情報提供いただく旨、医療機関には別途通知をしています。

(注) 検疫所のエボラ出血熱健康監視の対象者 (令和元年7月18日現在)

検疫所では、接触歴の有無にかかわらず、「21日以内にコンゴ民主共和国の北キブ州又はイツリ州、又はウガンダ共和国のカセセ県に渡航又は滞在していたことが確認された者」を健康監視対象者としています。

※ なお、過去1か月以内の接触歴が確認された者で、発熱等の症状を呈する者が医療機関を受診した場合等についても、保健所へ連絡が入ることとなっております。この場合、直ちに疑似症患者となるわけではありませんが、患者の状況等に応じ、対応を検討することとなります。

## 2 症例報告先等

- (1) 上記1に該当する症例に関する報告先は、患者の所在地を管轄する保健所です。  
(医療機関受診中の場合は、医療機関の所在地を管轄する保健所となります。)
- (2) 夜間・休日に報告が必要となった場合には、東京都保健医療情報センター(ひまわり)を通じ、患者、検疫所又は医療機関から保健所の感染症担当者まで連絡させていただきます。

## 3 保健所において想定される情報入手経路

- (1) 検疫所からの連絡(検疫所において疑似症発生届出要件を満たす者がいた場合)
- (2) 本人又は検疫所からの連絡(検疫所による健康監視中の者が発症した場合の保健所への連絡)
- (3) 医療機関からの連絡(疑い患者が来院中である旨の連絡(疑似症発生届が出た場合を含む。))

## 4 都感染症対策課への報告

医療機関から、上記1に該当するとして報告があった場合等は、症状や接触歴の有無と内容等について改めて確認いただいたうえで都感染症対策課に連絡し、疑似症要件に該当するかどうかや、対応について協議願います。

都感染症対策課に連絡する際は、別紙「エボラ出血熱連絡票」を使用してください。

なお、疑似症患者とされた場合の対応については、「東京都エボラ出血熱対応マニュアル(第一版)」を参考にしてください。

※ 検疫所から健康監視等に係る通知があった場合は、平日、休日、夜間を問わず、直ちに感染症対策課に連絡願います。

(夜間、休日においては、保健医療情報センター(ひまわり)を通じて連絡願います。)

## 5 参考

- ・「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」の宣言を受けたエボラ出血熱に係る協力依頼について

【令和元年7月18日付0718第1号（厚生労働省健康局結核感染症課長通知）】

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000529092.pdf>

- ・ ウイルス性出血熱への行政対応の手引き（第二版）

【平成29年6月 厚生労働省健康局結核感染症課作成】

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000164709.pdf>

- ・ エボラ出血熱の国内発生を想定した対応について

【平成27年10月2日付健感発1002第1号（厚生労働省健康局結核感染症課長通知）】

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000164704.pdf>

(問合せ先) 東京都福祉保健局健康安全部 感染症対策課 防疫担当 電話 03-5320-4482
--